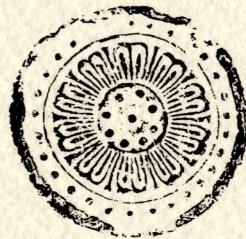


大分市歴史資料館年報

(平成13年度)



2002

はじめに

平成13年度の年報をお届けします。

平成14年度からの“総合的な学習の時間”が導入を前に実施された、“すこやか体験活動”も軌道にのり、市内各学校で実施されるようになりました。当資料館の体験活動のカリキュラムもかなり安定し、一定の評価を得られるようになりました。

本年度秋季特別展は『江戸紀行 名所・名物・旅模様』と題して開催されました。博物館の一番重要な事業である展示活動で、入館者の増加をはかることが困難になってきているのは他館の例にもれない。一方大都市での企画展に多くの成人女性（最近は成人男性も）が観覧に来ている現象をみると、立地・資本力違いを見せられる思いが強い。

今後とも展示・普及活動をとおして、歴史を学ぶ場、そして歴史を体験する場として、より一層の充実を計ってゆきたいと思っておりますので、市民の皆様の暖かいご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

平成14年3月31日

大分市歴史資料館
館長 木村 幾多郎

展示

テーマ展示

本年度は以下の内容のテーマ展示を開催した。

第1回「新収蔵品展Ⅱ」

会期 4月28日(土)～6月24日(日)

入館者数 3525人

当館が近年収集した資料の中から、大友氏に
関わる古文書をはじめ、郷土の歴史や人物に題
材をとった錦絵、また別府鉄輪の温泉関係史料
や、「ノンキナトゥサン」を描いて一世を風靡
した宇佐出身の漫画家麻生豊の原画など、特に
興味深い内容のものを選んで展示・紹介した。

主な展示品 大友義統筆「十二月言葉手鑑」／
大友義鑑書状（種具文書 当館寄託）／歌川国
芳作「大日本六十余州之内豊後、緒形の鼻祖、
華の本」（緒方惟栄先祖の図）／賀来飛霞植物
写生図（「チクセツニンジン」図）ほか

第2回「大分近代の歩み」

会期 7月7日(土)～9月24日(月)

入館者数 3728人

明治4年の県都大分の成立から、戦後復興ま
での大分市の歴史の諸相を、記録や地図・写真
をもとにたどった。

主な展示品 県治条例／戸長副戸長心得達／生
石村地引絵図／大正初期大分写真帖／第6回九
州沖縄八県連合共進会場図／明治40年『大分県
写真帖』・明治13、4年頃「大分町図」／明治
44年「大分町図」／大正6年「大分市街新地図」
／昭和15、6年頃「戦災で消えた大分市中心部
復元絵図」／昭和25年「大分市鳥瞰図」ほか

第3回「南蛮文化一大分のエキゾチズム」

会期 12月8日(土)～1月27日(日)

入館者 1850人

ザビエルの来訪を契機に大分に花開いた南蛮
文化の有様を、当時の宣教師らの記録をもとに、
南蛮屏風その他資料で展示・紹介した。

主な展示品 南蛮屏風（模写）／FRO朱印入
大友宗麟書状（複製品）／ランタカ砲／南蛮人
図鏡／南蛮兜／南蛮漆器／『東洋の使徒フラン



シスコ・ザビエルの生涯』／『日本の花束』／
オルテリウス「アジア図」（1570年刊）／スピー
ド「中国・日本図」（1626年刊）／チエンバロ
(復元)／ルネッサンス・ハープ（復元）／フィー
デル（復元）など

第4回 「中根家伝来の品々—江戸時代の家老 の暮らし」

会期 2月9日(土)～3月31日(日)

入館者 2679人

徳川家康の四天王の一人に数えられた本多忠
勝家に代々家老として仕えた中根家伝来の古文
書・絵図・武具・調度品などを展示。同家の歴
史とその江戸時代の暮らしを紹介した。

主な展示品 本多忠勝書／三葉葵紋入土師器皿
／丸に立葵紋入羽子板／「本」字文入陶器（京
焼）／三州額田郡中山庄箱柳村中根肥後守居城
跡図／本多政長知行宛行状（中根平右衛門忠真
宛て）／紺糸威日の丸（日輪）文柄具足／上羽
蝶赤地白染貫幟旗／中根忠容画像／肥前島原図
／長崎黒船入津備図ほか



目次

展示 1

　　テーマ展示 特別展示

講演記録 4

資料調査 12

資料収集 13

教育普及活動 17

図書 21

資料館利用状況 28

管理及び運営 30

　　歴史資料館協議会 組織・事務分掌・職員・歳入歳出

　　施設管理業務の内容

施設の概要 32

条例・規則 34

日誌抄 40

利用案内 42

講演記録

『江戸時代の「みち」と旅

～豊前・豊後の大名と民衆を中心に～』

西南学院大学教授 丸山雅成

只今ご紹介いただきました丸山です。本日は、表題の『江戸時代の「みち」と旅』、副題を「豊前・豊後の大名と民衆を中心に」としております。最初ご講演の依頼をいただいた時、てっきり豊後のことが中心だと思い、豊後に焦点をあわせましたが、今回の展示は、全国的な視野で、特に九州から東海道まで含めてありますので、私も少しばかり全国的な方にも話を広げたいと思います。

交通と申しますと、昔は人や物が場所的に移動する、例えば旅行だと、商品輸送とか非常に狭い範囲で考えてきたわけですが、最近では交通の概念が少し広くなり、人・物だけではなく、通信や情報、また政治・経済的交流、ないしは文化的交流まで視野に入れるようになっていました。昔も大名の参勤交代といえば、政治的・経済的な問題もからみ、あらゆる分野を包含したかたちで研究されてきましたが、今日では交通はいろんな側面が緊密に深く影響し合うというふうに少し幅広く考えるようになりました。

まず、交通路の変遷ということで、古代・中世の交通路から述べたいと思います。古代には、律令時代の官道があります。律令制のもとで、国家的な道がつくられるのですが、山陽道の場合、都の羅生門から畿内五カ国の中を通過し、山陽道の諸国を通過し、今の下関すなわち赤間関に来て、さらに大宰府に到ります。そうすると、山陽道というのは、都から出で山陽道諸国の最初の駅から赤間関までなのか、或は大宰府までなのか議論がありますが、一応、福岡の鴻臚館を通って大宰府まで行くのが主道であろうと考えられます。「令義解」は、山陽道を都から大宰府までと解釈し、「延喜式」では播磨から長門までとしており、現実と法の解釈の間で



は違いがあります。ただ、歴史地理学的にみると、社崎^{いたむつ}一到津を経て、玄界灘側の陸地を独見^{いたむつ}一夜久^{いたむつ}一鳴門^{いたむつ}一津日^{いたむつ}一席内^{いたむつ}一夷守^{いたむつ}一久爾（または美野^{いたむつ}一石瀬^{いたむつ}）、そして大宰府に到るコース（大宰府道）と、もう一つ、到津から茹田^{あしき}一多米^{いたむつ}一田河^{いたむつ}一伏見^{いたむつ}一蘆城^{いたむつ}を経て大宰府に到る田河道のコースとがあり、両コースの駅馬の数を合すると、山陽道の大路の駅馬数20疋にだいたい一致するから、2つをあわせて山陽道を構成するという見解もあります。これが西海道と山陽道の関係というのです。

律令官道のうち国府に向かっていくのが駅路、国府から郡衙に行くのが伝路といわれていますが、その駅路と伝路を統一して、その制度を駅伝制と呼んでいます。中央集権的な駅路と地方的な伝路とを統一した交通制度が駅伝制です。その道の幅は山陽道で10m以上、広いところでは20m近くあります。それが数キロないし十数キロも直線的に走っているわけで、今で言えば高速道路を考えればいいと思いますが、少々の山、それに丘も切り通して進むわけです。

これが、その後荘園制、いわゆる土地の大土地私有制が拡大していくと、だんだん蚕蝭されまして、畠地や田地になってきます。そうすると、従来の駅制ないし伝制は当然つぶれていきます。荘園制は後には武士の成長・発展と軌を一にしており、彼らが自分の土地を拡大する方法には、新しく土地を開墾していく以外に、

戦争などで軍功を挙げ、従来の公的・国家的な土地を略取していく2つがあります。前者の場合、駅路・伝路なども自分の領地にしてしまいます。そうすると、道が消滅しますので、それに代わって、それぞれの地域にいる豪族の館に向けての非常に狭い、曲がりくねった道がうまれます。これが中世武士の道であります。それは必ずしも全国一律に貫徹しているわけではなく、従来の律令制的な道が残っている地域もあります。

新しい道の代表が、鎌倉を中心とした鎌倉街道です。これは鎌倉より放射状に、場所によつては網の目状の道が庄園づたいに走っています。元寇を境として、鎌倉幕府の権威がゆらぎ、各地で新しい動きが出てくると、それまでの土地所有関係はさらに崩れて、南北朝の内乱、室町時代へと時代が移ることになります。室町時代には将軍が守護大名を統制して事実上、中央政治の実権を握り、3代将軍足利義満などは守護大名を全部京都に集め、国許で反乱が起きた時以外は帰国させないといった強権を振るっています。一方、在地では國衆や守護の代わりに彼らを束ねる守護代が新しく力を持ってきて、これが段々成長して戦国大名となってきます。

戦国時代には、これまでの交通体系も少し変わってきます。戦国大名は自分の権力を維持するために領国内に城を設けます。それは本城を中心として数十の支城、端城、砦なども含めると100内外の防禦施設を持っています。本城と支城の間を結ぶ交通体系が整えられてがっちりした支配の仕組が構築されています。また、自領の境界には数多の関所なども設けられます。戦国大名のそれは、古代の律令制下における郡司たちが自らの郡内での伝制に近いかたちを再現しているような傾向がみえます。本城を中心に支城をつなぐ交通路には宿駅を設け、伝馬制を施行しています。これを一応、宿駅制と申しますが、私は本来的に宿駅制になるのは豊臣秀吉の時からだと思います。秀吉が日本を統一し、伝馬制を全国的につなぐものにして、駅制を復

元した段階で、初めて宿駅制になるものと思います。戦国時代の段階は、伝馬制であり、宿制と考えられます。ただ、当時の特定地域、例えば東海道の有力な戦国大名、後北条氏・今川氏の間では協定して、伝馬制の連絡制度を実現しています。

豊臣秀吉が全国を統一しますと、これらを踏まえて駅制、伝馬制を統一した宿駅制が出来てきます。宿と駅とは、どう違うかというと、駅制はあくまで古代の国家的な交通の組織・機関です。これに対して宿制とは、平安時代の最末頃からようやく出てくるもので、私的な宿屋群すなわち宿場集落を制度的にまとめたものです。私的なものと国家的なものを統一したのが宿駅になるわけです。

これをさらに新しいかたちで編成したのが徳川家康です。秀吉が全国統一を推進する過程で、後北条氏が滅ぶと、代わって天正18年8月1日、徳川家康が東海地方から関東、江戸城に入ります。それ以降、彼は関東領内の交通体系をつくるのですが、それは後の五街道の前身、ミニ五街道から始めます。関東領の周辺部分には関所、例えば東海道では箱根関所、甲州街道では小仏関所、中仙道では碓氷関所、上野・下野、それから房総の方にも利根川沿いに多くの関所を置きました。これが天正18、9年の段階の関所です。慶長5年(1600)関ヶ原の戦いに勝利した後、豊臣方の大名の所領を没収し、東海道・中仙道筋を押さえるようになると、その翌6年、江戸～京都間の東海道の宿駅制、すなわち伝馬制を、次の7年には、中仙道に同じく伝馬制を施行します。よく東海道五十三次と申しますが、その当時宿駅数は40余にすぎず、後に補充して五十三次にしたのです。そして、関所も浜名湖の所に荒井(新居)関所を、中仙道木曾路には福島関所を設けるなど、徳川氏の勢力伸張とともに関所配置の区域も拡大していきます。大坂城の豊臣秀頼が大坂の冬・夏の陣で敗れると、大阪城は徳川氏のものとなり、その勢力もさらに西へと伸張していきます。東海道もそれに伴

い、京都から大坂城のたもとの京橋まで延び、宿駅も伏見～守口間、4つ増えます。地元では京街道ともいっていますが、現実には江戸幕府の道中奉行などの認識は東海道五十七次であって、これは徳川氏の勢力が拡大したことを示しております。それは大坂までではなく、豊臣氏を亡ぼして全国支配への道を完成したことを意味します。

そのためには元和年間の段階で、江戸幕府は有力な大名たちを亡ぼさねばなりませんでした。例えば、広島藩の福島正則や山形藩の最上義光など豊臣系・旧族居付系の人々の改易（取潰し）がそれです。さらに元和～寛永年間には藩の主導権争奪をめぐって各大名家で御家騒動が頻発しますが、幕府はそれを利用しながら全国支配をすすめるのです。こうした流れの中で、加藤清正の子忠広や久留米藩の田中忠政などが改易の運命をたどっていきます。福岡藩では黒田長政の子忠之が栗山大膳と御家騒動をし、漸くこれを乗り切っています。その際将軍が所領を一応取りあげた後に改めて忠之に与えるというかたちで決着、こうして將軍の権力が確立するわけです。

このように徳川氏の勢力が全国に及んでいく過程で、交通の制度も一宿駅や関所一も整備されていきます。例えば箱根関所は、元和5年（1619）に箱根現近くの場所から芦ノ湖の湖畔の現在地に移されます。元和5年といえば、福島正則が改易された年で、こうした政治的動きのなかで関所制度も新たに改変されるのです。

五街道はこのように天正18年（1590）の関東移封の段階から出発して、しだいに拡大しますが、それは本州の中央部分にあたるので、江戸幕府はここをしっかり押さえようと考えました。そのためには、道中奉行、京都所司代、江戸町奉行、関東奉行などが協議して交通政策を施行していますが、彼らは交通の政策がいかに重要なかをよく認識していたわけです。

五街道の分岐・延長部分を脇街道といいますが、一般に五街道では親藩・譜代藩など徳川氏

と親密な大名領ないしは天領が多いのですが、これに対して脇街道では外様大名の所領が多いという差異がみられます。脇街道に対して幕府は、五街道のような徹底した支配はちょっとやれません。

本州の中央部分では、宿駅のすみずみまで江戸幕府の権力が及ぶ政策をとっています。そこでは道中奉行として、4代将軍徳川家綱の段階から大目付、勘定奉行も監察にかかわるのですが、道中奉行は宿駅だけでなく周辺の助郷の村々をも交通政策を通じて直接支配するようになります。そこが藩領であろうとも、藩権力の介在なしに直接支配するわけで、これが貫徹するのは五街道と、その附属街道の諸村です。

これに対して脇街道の場合は、勘定奉行が支配するのではなく、史料の上では、「取扱い」という表現がなされています。「取扱い」というのは、五街道から先の脇街道の交通関連の諸問題は幕府の勘定奉行の意見を伺うとしても、各地方の大名や天領であれば代官に最終的な決定権を認めるというものです。ある意味では藩などの自治性が生きているということになります。幕府はこれら諸藩には、一つ家老を派遣して監視するという方法をとる一方、財政的にリモート・コントロール（遠隔操作）するという方法をとります。例えば、江戸幕府は馬や人足が同じ重量の荷物を一定距離運ぶときの運賃を決めていますが、それが一番高いのは東海道、次に天領、三番目が譜代藩、4番目が外様藩となっています。ある宿場の人たちが物を運ぶときの運賃が外様藩領では安いわけですので、大名行列があつて通行量が多いときには、その土地の人たちの負担は、収益が少ない分だけ、大きいということになります。幕府は、豊前や豊後の街道宿駅にもこの方法を貫徹させていますので、各藩、特に外様藩では譜代藩ないしは天領並に運賃を上げてもらうよう運動しています。何故かというと、自分の領内の宿場や助郷の人たちが物を運んで収益が少ないと、その分を宿場や藩が馬方や人足の人たちに補償しなければなり

ません。そうすると、藩の財政は苦しくなるので、運賃引上げを認可してもらうほかないわけです。幕府は交通制度を通じても諸藩を財政的にリモート・コントロールしているといえます。

考えてみると、幕藩領主が交通体系をつくりあげるのは、庶民の旅に供するためではなく、あくまでも政治・軍事的な機能として出発しているわけです。平和な時代になると、その政治的・軍事的な側面が後退し、例えば箱根の関所や大井川などは江戸幕府の政治的権威を象徴する役割を果たすようになります。大井川では架橋しない、渡船も認めない、特異な「関所川」として徳川氏の権威を示すために、江戸時代を通じて維持されています。

ところで、鎌倉時代には鎌倉番役、京都大番役などあります。鎌倉番役は、地方の御家人が幕府に出むくわけで、参勤交代の原初的な形態をとっています。それに代替するものとして、京都の御所や市中を警備する京都大番役、元寇の時には異国警固番役がありますが、これらは参勤交代に準ずる軍役です。このように鎌倉幕府が成立した段階の軍役の中に、後の参勤交代制の原型ができあがっていたと考えられます。ところが、それが崩れて、室町時代の3代将軍足利義満の段階には、全部の守護大名を京に集めますので、これは地方分権というよりは中央集権的な政治といえます。よく室町時代は守護大名による地方分権だといいますが、少なくとも3代義満、4代義持の段階は中央集権的な制度ですね。中国地方の守護大名、大内氏の場合をみると、山口に家臣たちを集めさせ大友氏も同じことをさせ、集住しない者には参勤交代をさせています。このようにして、戦国大名の段階までにその領内においては参勤交代制が一応できています。これを踏まえて豊臣秀吉は、全国の大名を京都や大坂城周辺に集め屋敷地をあたえ、また徳川家康は江戸城周辺に集めるといった、家臣よりは上のクラスの大名に対して参勤交代をさせるようになります。もっとも、室町・戦国時代に領内で定着していた参勤交代

は、近世にも大名一家臣間の服属儀礼として、特定大名家では依然として続きます。例えば、佐賀藩では蓮の池・小城・鹿嶋といった支藩がありますが、その支藩主や大知行主などは自分の本貫地に館を構えて佐賀城に参勤交代をしています。主人が館に帰ったときには在地の人々が拝謁に来るわけです。こうしたことば、薩摩藩も寛永の段階までつづけ、それ以降は種子島氏などの有力な家老クラスにとどめ、それ以外は城下に集めてしまいます。

文久3年（1863）の「府内藩年中行事」をみると、殿様が国許に帰ってくると、地元の家臣とか大町人、それから庄屋、大寺社の者たちが正月や五節句に挨拶に来ています。この状況をみると、殿様が将軍の江戸城に伺候している時とよく似たかたちです。城中の服属儀礼など、江戸城から大名居城までヒエラルキーを築いているわけで、参勤交代を単に殿様が江戸と国許を往返しているだけ理解してはいけないわけです。

さて、九州の主要な街道は、脇街道にあたります。「脇」だから大したものでない感じですが、そうでもありません。特に長崎街道は江戸から幕府の交易商港である長崎をつなぐ、換言すれば九州支配の根幹をなす長崎奉行と幕府とが常に連動する道として重要視されています。その長崎街道が一番大きく、次いで唐津街道、薩摩街道、豊前街道、肥後街道、日向街道などがあります。これらの街道名は、非常に呼び方が難しい。例えば唐津街道といえば唐津にむかう道すべてが唐津街道でありますし、当然別の名称もつくわけで、ある場所を目標にして行けば、その名前をとつて○○街道というので、一つの街道に最低3ないしは4つぐらいの街道の名前があると思います。

豊後の街道ですが、文化庁が「歴史の道」を保存・整備しようとした時に、調査報告書がだされました。その中に、永山布政所路、府内城路、臼杵城路、岡城路、肥後街道、豊後街道などがあります。このなかには後に名づけられた

街道もありまして、当時の人たちはどう呼んだかは別問題です。例えば、永山布政所路は、『豊後国志』の表現を使って名づけられています。こうした道のうち最も重要なものの、鶴崎と熊本城下を結ぶ豊後街道、別名の肥後街道があります。

豊前・豊後の街道の特色といえば、それぞれの街道・藩領によって運賃に違いがあり、どちらかと言うと宿駅の発達は未熟で、東海道・中仙道などの宿駅には及びもつかず、農村的な部分をかなり色濃くしております。当然、本宿はありますが、それ以外に半宿というのがあります。これは日常的に宿場として使っておらず、いざ使用という時にはあわてて人数を整えなければなりません。こうした半宿が一般的に多いといえます。

もう一つ違うところは、菱屋平七の『筑紫紀行』に、50町をもって1里となすという記述があるように、里程の基準が違う点です。豊臣秀吉が九州に入った時、1里=36町と定めたのですが、それまで九州では1里=50町でした。その1里=50町の里程の基準が江戸時代後期にも依然として残っているわけです。中国地方では、例えば主要な脇街道で1里=36町ですが、地域によっては1里=6町だったり、或は48町だったりします。四国の山内氏の場合では、1里=50町です。近世の石高制の下では同一基準であるように思いますが、実はバラバラなのです。主要な道だけが、幕府の制度を採用し、残りは独自の方式でやるというかたちをとっています。したがって、幕藩制国家の構造や特徴などを種々議論してきましたけれども、実体は在地の力が依然として強い、中央権力にすべて右へならいはしていないことを示しております。

先ほど参勤交代の前史にふれましたが、江戸時代の参勤交代制は、中学校・高校の教科書は、寛永12年（1635）に3代将軍徳川家光の「武家諸法度」によって制度化されたと書いています。以前はその時に「成立」したと書いていたのを「制度化」と表現を改めています。江戸時代の

大名に対しての参勤交代制というと、制度化されたのは寛永12年の「武家諸法度」でよいかと思いますが、これが譜代大名をふくめて全国的に及んだのが何時かというと、寛永19年です。「武家諸法度」は豊臣氏が滅んだ元和元年（1615）にも出されておりまして、これにも「諸大名参勤交代法之事」と書いてあります。ただ、これには「上洛之時」と書いてあります、学者によつては、これは天皇に対する参勤という人もいますが、私は当時の政治的関係からみて、妥当ではないと思います。それはどういうことかと言いますと、それまで徳川家康は豊臣政権の代理として伏見城で天下の政務を執行しており、京都の二条城では私的に各大名の参勤を受けるなどしています。徳川家康・秀忠は慶長16年に豊臣秀頼を自分の居所、二条城に政治的・軍事的压力をかけて参勤させ、これを通じて徳川、豊臣の上下関係を明確にさせました。家康は参勤交代を着々と推進していたわけです。これより先、慶長14年～15年には西国・北国・中国の大名がすべて江戸に来て越年し、将軍に挨拶して帰るよう命じております。西国・北国・中国の大名といえば、これはだいたい豊臣系か在地居付の外様大名ですので、これら諸大名に参勤を命じたのは慶長14年、そして豊臣秀頼に参勤させたのが慶長16年で、この上に立って元和元年の「武家諸法度」で諸大名の参勤を規定したことになります。そうすると、私は天皇に対する参勤というよりも伏見城や二条城にいる徳川氏に対して参勤させる性格のものであったと考えます。ところが豊臣氏の滅亡の2、3年後、特に元和3年頃から各大名の参勤交代はすべてが江戸への参勤となり、外様大名の参勤の一年交代も定着します。それがしばらく続き、寛永12年の「武家諸法度」で江戸への毎年夏4月の参勤を命じる。元和元年の「武家諸法度」の大名参勤の規定は、何も天皇に対する参勤ではないのです。参勤交代制は、法としては元和元年から始まり、諸大名の江戸参勤の定着を踏まえて、それを法的に確定したのが寛永12年の

「武家諸法度」です。

何故このようなことを事細かくいうのか、それは元和元年に「武家諸法度」が発布されたのは間違いないとしても、同2年、同3年、または寛永6年にも武家諸法度が出されたということが岩波書店の出版書『御触書寛保集成』にも載っているからです。これは幕府が編纂した法令集でもありますので、誰も疑いを持ちませんでした。しかし、史料内容を丹念に見ていくままで、元和2年の場合は、金地院崇伝が作成した草案で国の重要文化財になっておりますが、これは實際には発布されていません。元和3年のものは偽文書。それから、寛永6年のものも発布されていないことが判明しました。元和元年の「武家諸法度」にあって、いわゆる寛永6年のものには参勤交代の規定がないことから、多くの人々は寛永12年に参勤交代が制度化されたと単純に考えているようですが、現実の政治的関係などと考えあわせると、妥当ではない。元和元年の「武家諸法度」に始まり、そのまま現実を踏まえたあり方が続いて、寛永12年の「武家諸法度」に直接連続していく。だから寛永12年の「武家諸法度」を高く評価しすぎるのはどうかと思うわけです。譜代大名が参勤交代するのが寛永19年のことで、実際それまでしていません。だからなし崩し的に徐々に形成されたというべきです。

なお、余計なことですが、「武家諸法度」が大名に対する憲法とすれば、百姓に対する憲法だともいわれる「慶安御触書」についても、その史料的信憑性は疑問だ、と私は思っています。この御触書が出された慶安2年（1649）の段階で、3代将軍家光は種々の法令を出したことになっています。例えば、御触書をはじめ軍役令、検地条令、年貢関係の法令などがそうです。そのすべてが実証的研究によって、その存在を否定するようになりました。誰があんな法令を創作したのかといいますと、まず寛政改革あたりに『徳川実紀』を編纂する時、将軍家光の業績を賞揚するために真定かでない資料などを持寄っ

て捏ね上げた形跡があります。あまりにも慶安期の幕府法令の存在がずたずたと切り捨てられるのは何故かといいますと、8代将軍吉宗が『寛保御触書集成』を編纂させましたが、それは江戸幕府の法令を集大成したものですが、それでも一残念ながら明暦の大火で江戸城は燃えて法令など書類一切が残っていません。そのため、諸大名家の史料などを探して補完しましたが、実は寛永8年以前の江戸幕府の記録はほとんど正確ではありません。江戸幕府日記などがありますが、これは後に編纂したもので、各文節の注に江戸幕府の日記からの引用と書いてはありますが、内容は当てになりません。

結局、「慶安御触書」以下すべての史料をもう一回洗い直す必要があります。そういうことで、従来の政治史・経済史・思想史など各分野でそれぞの理論が構築されていますが、その根拠となる重要な基本史料がそっくり利用できなくなったりましたからです。中・高校の教科書も、いまだ従来の見解を踏襲していますので、そのうち徐々に改訂されていくでしょう。

「慶安御触書」について多少ふれたのは、その条文の中に女房が大茶を飲み、物見遊山をするようであれば離縁せよと書いてあり、交通とも関係が深いからです。しかし、「慶安の御触書」の正確な史料は江戸時代後期、天明2年（1782）を遡りません。もっと早くまで遡るという人もいますが、それは原史料ではなく後の活字文で、年号も違っていますし、後書きの記載様式なども出たらめで全然信用できません。現状では、正確な写本は天明2年のものが最も古い。もっとも、後年の文政13年（1830）に初めて「慶安御触書」と銘打ったものが出来ます。従来は女性の旅行について否定的だったわけですが、これはとんでもない誤りです。経済的・時間的余裕がある女性は4～5ヶ月も日本中を独自に旅行し巡遊しています。最初は伊勢参宮に行くのが名目でしたが、途中で一同相談して、いっそのこと善光寺に詣でて、日光東照宮までお参りし、江戸府内を見物した後、帰

りは、京都・大坂でゆっくりして国許に帰る。だいたい5ヶ月ほど遊んでいるわけです。4人主婦が、お手伝い3人を連れて移動しているわけですが、この中の同一人が計3回も出かけています。従来の認識は改めるべきでしょう。

参勤交代についてもそうです。豊後日出藩主の参勤船隊の場合、上関から日出まで帰るのに6日間かかっています。もっと極端な場合、10日間ぐらい深江の港に泊まって動けないと日記に書いてあります。海上を航行する時は、風の具合と潮流が遅速を決定するので、陸行と航行とではどちらが早く着けるかといえば、海の方は保障のかぎりでなく、中津藩主がわざわざ大里の方から陸上に行くのは分からぬでもありません。また、海の方が安上がりと思いがちですが、実際に中国地方の福山藩主が参勤交代で陸路と海路を利用した場合の計算数値が出ていて、それを見ますと、だいたい同じ、年によっては海の方が安い場合があります。そこには船の築造、修理の経費が入っていません。それを含めると、ガラリと違います。陸上の旅行ではと、一日に進む距離を延ばし、大名は本陣などに泊まらず、非常に強行軍で往返すると経費の節減が可能となります。

ところで、大名は何故に経済的に窮乏するのか、それは参勤交代があるからだと、よくいわれます。確かに在国した年と、江戸参勤した年の経費とでは後者の方が非常に大きく、国許に居るときの1.5～3倍ぐらいを要したといいます。したがって、やはり参勤交代が藩財政におよぼす影響は大きいといえます。しかし、果たしてそれだけでしょうか。

徳川幕府は参勤交代をしておりませんが、財政難に陥っています。一方、諸大名も豪商・豪農の人たちに献金させて、その協力の下に参勤交代をしている。熊本藩・久留米藩、それに豊後中小藩などでもそれをよくやっています。それだけでなく、全国の大名はすべて財政難に陥っています。それは何故なのか、これを一言で説明する論理が必要になると思います。

私は日田の千原家・廣瀬家文書をよく見させていただきましたが、千原家文書の中に面白い史料がありました。あまり良い田畠ではないのですが、各耕地1筆ごとに検地した時の石高が書いてあるので、それを集計してみると、1石5斗3升8合で、それに対して領主は5公5民であれば、7斗7升ぐらいを取ることになります。ところが、そこに小作定米が14石5斗9升あります。1石5斗余の土地に対して、14石5斗余の小作定米をどうして保証（納入）できるのか。江戸時代の各村をみましても村高は少ししか変化していません。ところが10倍ほどの小作定米を納入するというのは、地主はその一部（例えば7斗7升）を領主に納めればよいのですから、領主と地主の土地生産物の剩余分取得の力関係は歴然たるものがあるといわねばなりません。私は下々田とか下々畠とかいわれる、どちらかといえば生産性のきわめて低い土地が後に手を入れて改良した結果、上田並、それ以上になったとしか考えようがない。そうしますと、領主は生産力が発展すればするほど、経済的に困窮するのは必然だということになります。領主は年貢率を上げようと努めますが、百姓一揆などでブレーキがかけられ、それができない。そこで流通課税、すなわち運上金・冥加金を收取することをしますが、それも全体の中で占める割合はしたものです。実際は膨大な分が地主いわゆる豪農・豪商の手に入り、それが領主財政を窮乏に導いた真因だと考えるわけあります。

大名以外にも、庶民などの旅行は種々あります。50～60年ごとの周期的に御蔭参りというものが江戸時代に起こっており、数百万の人たちが伊勢参宮に出かけます。その参詣には、従来の村落共同体の構成者である家父長（戸主）以外の、家の奥さんや子息、奉公人なども出かけます。面白いのは、一家の名代として犬までが御蔭参りにでかける例（四国や関東など）もあることです。一方、京都や大坂の少年たちは、沿道の人々の喜捨を受けて、たいへん金儲けを

したという話もあります。

多くの人々は、日本廻国巡りや九州の中だけながらも、巡礼して参拝することをしています。また、京都本願寺参りや彦山、加藤清正を祀った熊本の本妙寺参りなどが盛んになるという現象も起っています。

最後は大急ぎになりましたが、時間がまいりましたので、これで終りたいと思います。

資料収集

資料収集委員会

1. 会議

- 開催日 平成14年3月6日（水）
場所 大分市歴史資料館会議室
議題 (1) 委嘱状交付
(2) 購入予定資料の説明
(3) 購入予定資料の審議
(4) その他

2. 委員名簿

氏名	役職	分野
加藤知弘	大分大学名誉教授	日本海外交流史
豊田寛三	大分大学教育福祉科学部教授	日本近世史
菊竹淳一	九州大学文学部教授	日本美術史
後藤宗俊	別府大学文学部長	日本考古学
段上達雄	別府大学文学部教授	日本民俗学

寄贈

- (1) 第2代大分市長 三浦数平肖像画 1点
三浦 柳氏
(2) テレビ機材 (TOS使用旧機材) 80点
岡 崇也 氏
(3) 写真機 1点 津崎 某 氏
(4) 軍服 3点 大塚 恒子 氏

寄託

- (1) 後藤家文書 (旧府内藩家臣)
萬留書ほか 全4点 後藤 良久 氏
(2) 阿蘇入横穴墓出土品
勾玉・管玉ほか全29点 工藤 弘 氏
(3) 津守佐藤家文書
(松平一伯関係・熊野神社関係・宮官関係)
全126点 長山義徳・平野重基 氏

購入

- (1) 三彩貼花唐草文五耳壺 1点
表面に花や葉・蔓などの文様が貼り付けられた華南三彩貼花文五耳壺で、通称トライディスカント壺と呼ばれている。この種の壺は茶壺としての伝世が知られているが、国内では伝世品と

して10件程度が確認されているのみである。

最近の中世大友府内町跡などの調査でこの壺の破片が多く出土しており、その完形品として貴重な資料になる。

- (2) 三彩貼花唐草文五耳壺 1点

(1)と同様の華南三彩貼花文五耳壺である。各花・葉などの貼り付けられた文様部分が簡略化され、また、釉調も若干変化してきており、先の(1)の資料よりもさらに形式的に新しいものと考えられる。

- (3) 華南三彩印花魚藻文稜花盤 1点

八輪花の口縁をもつ腰折れの三彩盤で、見込みに魚や手長海老、水草などが印刻されている。基調となる緑釉は全面に施釉され、独特な雰囲気をかもしだしている。これと同類の盤が、中世大友府内町跡から出土しており、2次被熱で見込みの文様などが不明であるが、その完形を知る上で大変貴重な資料といえる。

- (4) 華南三彩刻花雲龍文皿 1点

やや小振りの薄手に成形された三彩皿で、見込みには雲龍文が刻線されている。濃い緑釉が全面に施釉され、見込み文様の一部に黄釉と紫釉が品よく施されている。これと同類の皿が府内城三ノ丸遺跡からまとまって出土している。出土した遺構自体は18世紀中頃と時代が新しく位置付けられているが、出土の状況から16世紀後半から17世紀前半のものが伝世したと考えられている。

- (5) 安南鉄絵蓋付壺 (黄白釉褐彩花文蓋付壺) 1点

肩に浮彫蓮弁文を配した筒状の壺で、平碗を伏せたような蓋をもつ。灰白色の土に白化粧を施し、黄味のある釉をかけている。文様部分は黄白釉を搔き落し、そこに鉄渋を塗り、草花文を表現している。この種の壺は、安南（ベトナム）で12世紀から14世紀に生産されているが、日本では16世紀以降に茶陶として請來してきたと考えられている。同様の資料として静嘉堂文

庫所蔵の安南黄白釉褐彩草花文水指があげられ、貴重な資料といえる。

(6) 華南三彩刻花花鳥文小皿 5点(1セット)
薄手に成形された三彩小皿で、五客セットになっている。通常二十客ぐらいがセットになるようだが、その内五客のみが伝世したもの。見込みには花鳥文が線刻され、文様部分に黄釉と紫釉が各小皿ごとに交互に施されている。基調となる緑釉は全面に施釉され、釉下には白化粧をした痕跡がみとめられる。これと同様の皿が府内城三ノ丸遺跡からまとまって出土している。

(7) 華南三彩刻花花鳥文平鉢 5点(1セット)
五客セットになっている三彩平鉢。輪状高台から碗状に立ち上がり、口縁部で腰折れ状になる珍しいタイプのもの。基調となる緑釉は全面に施釉され、見込みには花鳥文が線刻されている。文様部分に黄釉と紫釉が同じパターンで施釉されている。

(8) 華南三彩刻花文盤 1点
八輪花の口縁をもつ腰折れの三彩盤で、見込みに花文が線刻されている。基調となる緑釉は外面に薄く施釉され、底部は露体である。先の資料に比べると器高が高く、型式的に古いタイプと考えられる。中世府内町跡から出土している資料に近く、その完形の形を知る上で大変貴重な資料といえる。京都市内の遺跡から出土したものに同じものがある。

(9) タイ焼締四耳壺 1点
タイ・ノイ川窯産の焼締陶器の四耳壺。頸部から胴部半ばにかけて白泥状の灰釉が掛けられ、胴部下半には削りの痕跡が顕著に観察できるという独特の特徴をもつ壺で、最近の中世大友府内町跡から多くの破片の出土が確認されてきている。

(10) タイ焼締四耳壺 1点
(9)と同じくタイの焼締四耳壺であるが、(9)よりも法量が小さく小形品にある。箱書きには「南蛮花入」とあり、日本に運ばれてきて以後、この種の壺がどのような使用のされ方をしたかなどを考察する上で大変興味深い資料といえる。

(11) 芋の子茶入(瀬戸) 1点

純然とした肩衝形ではなく、撫形の穏和な姿の瀬戸芋の子茶入。唐物茶入の形を倣ったもので、天目茶碗同様に唐物写を中心におこなっていた時代の作品と考えられる。府内町跡では同タイプと考えられる中国産の茶入の破片が出土しており、また、大友館の庭園跡からは瀬戸の天目茶碗などの茶道具と一緒に瀬戸の茶入の破片が出土している。これら破片資料の完形を知る上でも貴重な資料であり、また織豊期の茶道具を考える上でも重要な資料といえる。

(12) 翡翠釉菊花形小皿 5点(1セット)

五客セットになっている菊花形の小皿。底部以外の全面に色鮮やかな青色の翡翠釉が掛けられている。一乗谷朝倉氏や堺環濠都市遺跡などの戦国期の城館や都市遺跡からの出土が知られている。大友館跡や中世府内町跡からも出土しているが、破片資料のため全体がわかりづらく、その完形の形を知る上で貴重な資料といえる。

(13) 豊後臼杵藩家中并に町屋関係史料 一括

臼杵藩の御中小姓であった中山家・坂井家の諸記録ならびに臼杵城下の唐人町帶屋(廣田家)・田町米屋(清水家)などの町屋関係史料を収める。中山・坂井家の諸記録では、先祖書・事績をはじめ、慶長5年～文化13年までの臼杵藩の主な藩政の動きを書き留めた「頭書」や、11代藩主雍通～13代幾通までの直書の内容を書いた「御三代雍通公・尊通公・幾通被仰出御直書写」などがある。町屋関係では、臼杵領内の酒屋株所持者の名前や由来を書き留めた明和8年(1771)の「御領分中造酒株七拾五軒」や、屋敷の売買の内容等を書き留めた天保8年(1837)の「家屋敷田畠山諸株帳」などがみられる。天保9年(1838)の馬代村(現在の臼杵市大字前田辺り)太神宮の勧請から明治4年までの主な出来事を書き留めた「太神宮一件留書」は、江戸時代の伊勢信仰を物語る興味深い史料である。

(14) 「大分縣漁業誌」 1冊

大分県内の漁具や漁法について、明治23年3

月に大分県第一部農商課が編纂した本を佐賀県佐賀市水ヶ江町在住の鍋島隆五郎が写しとったもの。漁具門・郡別に当時県内で使用されている漁具の名前や使用方法などが図入りで説明・紹介されており、江戸時代の漁具や漁法を知る上でも貴重な内容である。凡例には「明治十六年調査スル所ノ本縣水產誌ニ拠リ訂正増補ヲ加ヘ第三回内國勧業博覽会出品ノ為メ編纂セリ」とあり、図録『明治時代の水産絵図』(大田区立郷土博物館)によれば、明治23年大分県庁によって『水産動植物図』と『漁法漁具図』が作成されており、本書はその『漁法漁具図』の写本とみられる。

(15) ブゥール著『聖ザビエル伝』 1冊

イエズス会のドミニク・ブゥール(1628-1702)が1682年に出版したザビエルの伝記。

ザビエルの少年時代に始まり、イエズス会の創立、インド布教、マラッカにおける日本人と

の出会い、日本での布教、中国への旅の途中での死去、また彼の起した奇蹟などについて記述されている。扉絵にはザビエルの聖人としての肖像画があり、また彼の布教の道程を示した地図もおさめられている。なお、同書は、19世紀までに数十回も版を重ねて出版されており、英語、イタリア語、ポーランド語、アラビア語などにも翻訳されるなど、人気を博したようで、本書はその初版本にあたる貴重本である。

複製品製作

本年度は、1998年(平成10年)豊後国分寺史跡地内で発見された梵鐘鋳造遺構関係の以下の複製品製作を行った。

① 豊後国分寺跡梵鐘鋳造遺構出土状況模型
(縮尺1/4)

② 同上梵鐘(復元模造・縮尺1/4)



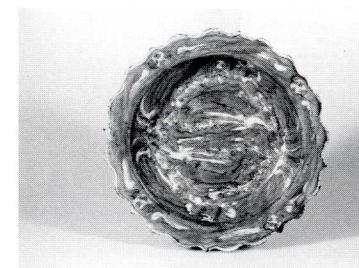
(1) 三彩貼花唐草文五耳壺



(2) 三彩貼花唐草文五耳壺



(5) 安南鐵絵蓋付壺(黄白釉褐彩花文蓋付壺)



(3) 華南三彩印花魚藻文稜花盤



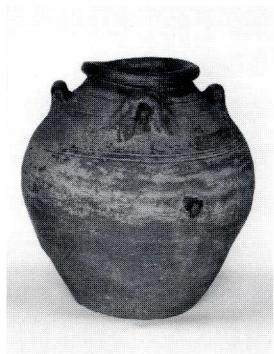
(4) 華南三彩刻花雲龍文皿



(6) 華南三彩刻花花鳥文小皿



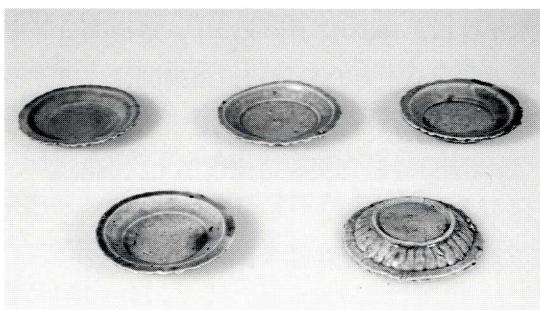
(7) 華南三彩刻花花鳥文平鉢



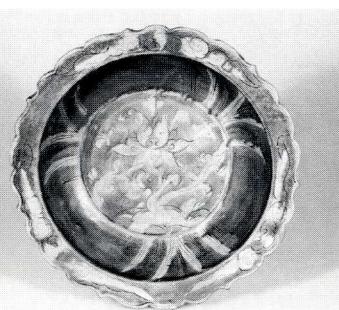
(9) タイ焼締四耳壺



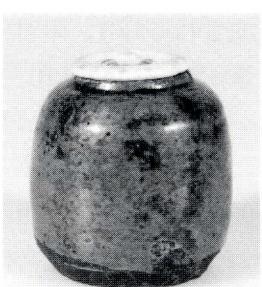
(10) タイ焼締四耳壺
〔南蛮花入〕



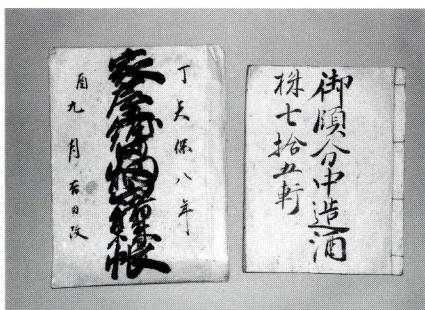
(12) 翡翠釉菊花形小皿



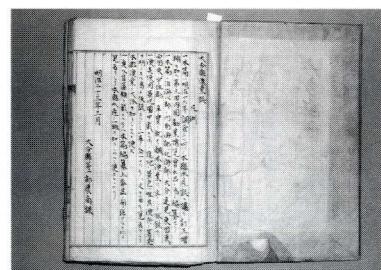
(8) 華南三彩刻花文盤



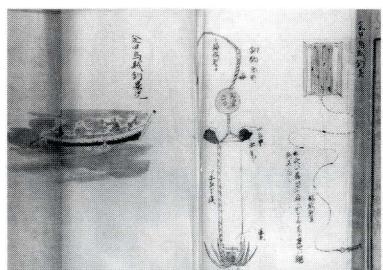
(11) 芋の子茶入（瀬戸）



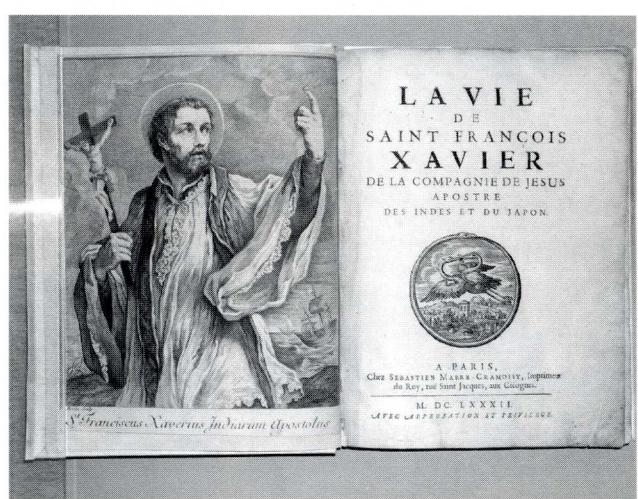
(13) 豊後臼杵藩家中并に町屋関係史料



(14) 「大分縣漁業誌」



(13) 豊後臼杵藩家中并に町屋関係史料



(15) ブワール著『聖ザビエル伝』

利 用 案 内

開館時間 午前9時～午後5時

(入館は午後4時30分まで)

休館日 月曜日（祝日の場合は開館）

祝日の翌日（土・日曜日の場合は開館）

年末年始（12月28日～1月4日）

観覧料 大人 200円（団体150円）

高校生 100円（団体 50円）

小・中学生は無料

* 団体は20名以上

* 特別展開催中は別料金となる
場合があります。

交通機関 JR久大本線

○豊後国分駅下車 徒歩2分

大分バス

○歴史資料館前下車 徒歩1分

国分新町・向原・今畑・中村・竜
原ゆき（全て賀来経由）



大分市歴史資料館年報

2002

発行日 平成14年6月30日

編集・発行 大分市歴史資料館

〒870-0864 大分市大字国分960番地の1

TEL(097)549-0880 FAX(097)549-5766